

司法アクセス・レビュー

司法アクセス推進協会 News Letter

司法アクセス・レビュー 第44号 2025年（令和七年）4月21日

特定非営利活動法人 司法アクセス推進協会

〒141-0022

東京都品川区東五反田 1-13-12 いちご五反田ビル 5 階 五反田法律事務所内

URL <https://www.shihouaccess.jp/>

第44号

Contents

旧統一教会の解散を命令、長期にわたる献金被害（東京地裁）	2
福島原発事故、東電旧経営陣の無罪確定 一最高裁	4
大崎事件再審特別抗告を棄却、宇賀裁判官は反対意見 一最高裁	6
公益通報者保護義務法違反を認定 一兵庫県第三者委員会	7
国連女性委への抛棄拒否 一皇室典範改正勧告に反発	8
聴覚障害女児死亡事故の逸失利益、「健常者と同額」認定 一大阪高裁	9
学術会議の独立性・自立性を棄損する法人化法案	10
死刑囚の再審請求依頼の手紙の「黒塗り」は違法 一大阪地裁	12
死刑執行の当日告知の違憲性、地裁に差し戻し 一大阪高裁	13
Focus 法律扶助受任報酬の改善へ（イギリス） 大石 哲夫	14
編集後記	16

旧統一教会の解散を命令、長期にわたる献金被害（東京地裁）

東京地裁（鈴木謙也裁判長）は3月25日、文科省が請求していた旧統一教会（現世界平和統一家庭連合）の解散命令を決定しました。決定は、旧統一教会が法律に違反する行為により類例のない膨大な規模の被害を生じさせ、この行為は総体として宗教法人の解散要件である「法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為に当たる」と認定しました。

☞ 類例のない膨大な被害発生

解散命令審理のポイントは、①民法上の不法行為が解散命令の対象に含まれるか、②高額献金に「組織性、悪質性、継続性」が認められるか、とされていましたが、命令に先立ち、文科省が調査への回答を拒んだとして教団に行政罰の「過料」を科すべきと求めていた裁判で、最高裁の第一小法廷（中村慎裁判長）は3月3日の決定で、「法令違反」には刑法違反だけでなく「民法上の不法行為も含まれる」とする初の判断を示しており、解散命令では「組織性、悪質性、継続性」がどのように判断されるのかが注目されていました。

決定はまず、元信者らが旧統一教会側に損害賠償を求めた民事訴訟で、請求の全部または一部を認めた判決が32件あり、時期、場所を問わず、献金勧誘などの行為に見られる共通の特徴があると認定。自身や親族に複雑な家庭環境、不幸な出来事、高齢などによる判断能力の制約などの困難な事情を抱える者に教理を伝える過程で、深刻な問題の原因の多くは怨恨を持つ霊の因縁などによるもので、問題解決のための献金などが必要だと繰り返し勧誘し、借財で原資を捻出させるなどして本人や近親者らの生活の維持に重大な支障が生ずる献金などを繰り返し行わせる状況が生じていたと認められるとしました。また09年までの間の献金の支払いなどに関し、損害賠償が請求された大部分について不法行為があり、計約17億8,400万円に準ずる程度の損害が生じたと認められるとし、訴訟上の和解や裁判外の示談が成立した者の大部分は同様の事実関係を具体的に指摘して被害を訴えており、1980年頃から2009年にかけて1,500人超が約194億円の被害を受けたと認定、

類例のない膨大な規模の被害が生じたとしました。決定は、法令に違反した行為は約40年間全国に行われ、総じて悪質なもので、本人や近親者らの生活の維持に重大な支障を生じ、長期間にわたって深刻な影響を受けた者が相当数いるとして、結果としても、財産権や生活の平穏などを侵害し、単に公共の福祉を害するだけでなく、総体として「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」としました。

☞ 違法な献金勧誘、 「コンプライアンス宣言」後も継続

教団は2009年の「コンプライアンス宣言」以降は被害の訴えは激減したとしていましたが、決定はそれ以降も教団が根本的な対策を講じず、計179人、9億円の被害が生じたと認定し、大きく改善されることはなかったとしています。

決定は結論として、旧統一教会は法律上許されないという司法判断を繰り返し受け、宣言後にも献金勧誘などの行為について多数の被害申告を受けており、根本的な対策を講じる機会があったのに不十分な対策に終始しているとして、解散命令を出したものです。

決定は、憲法が保障する信教の自由を考慮する必要があるとしましたが、教団の献金勧誘は教理の実践としておこなわれていたとし、献金収入を教団が管理して税制上の優遇を受けていることを踏まえれば、法人格を与えたままにすることは極めて不適切と結論しています。

なお解散命令が確定すると宗教法人格が失われ、宗教活動の所得であれば法人税を払わなくてよいなどの税制優遇がなくなりますが、宗教活動そのものは禁止されません。

☞ 被害者救済の前途は多難

旧統一教会側は4月7日、高裁に即時抗告し、命令の確定までにはなお手続きが続く見込みですが、高裁が解散を認めると、最高裁への特別抗告を待たずに精算手続きが開始され、裁判所が選任する清算人が被害や教団財産を調査し、補償に充てることに

なるとみられます。22年に結成された「全国統一教会被害対策弁護士団」のもとで、昨年11月までに計194人が霊感商法や高額献金の被害を訴え計約58億円の賠償を教団に求めています。救済は滞り、多くが裁判所での調停手続きに移行しています。解散に向けた精算手続きに移行しても、宗教法人法は清算人について「債権取り立てや債務弁済」などのため「必要な一切の行為をできる」としていますが、具体的な権限が明記されていません。このため日弁連は2月に意見書を公表し、解散手続きの際破産手続きの管財人と同様に、調査協力や重要財産開示などの義務を教団に課すことや、清算人を複数選任できる規定を設けるなどの立法措置を求めています。地裁によると、教団は2015～22年度に献金などで年平均約409億円の収入があり、22年度末の総資産は約1,181億円ですが、こうした資産が精算手続きの前に流出する懸念もあり、被害者救済のためにどこまで充当されるかは不分明です。

重い政治家の責任―被害の拡大助長

旧統一教会が、つば、印鑑、数珠などを途方もない高価で信者らに買わせる「霊感商法」を展開し、大きな社会問題となったのは1980年代からでした。87年に結成された全国霊感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）のもとに寄せられた相談件数のピークは90年でした。宗教法人を所管していた文化庁は98年からの11年間で少なくとも9回教団への聴取を実施し、適正な管理運営を求めており、当時すでに教団の責任を認めた判決もあって、文化庁も「法令違反」の認識はあったようですが、解散請求はなされず、2022年に当時の安倍元首相銃撃事件で容疑者が安倍氏と教団のつながりに恨みを抱いていたことが判明してから、岸田政権のもとでようやく解散請求に踏み切ったものです。22年9月、自民党は教団とのか

わりについて国会議員379人のうち180人にかかわりがあったと公表し、自民党と教団が深い関係でつながってきたことが明らかになりました。教団は選挙の際に「推薦確認書」を求めるなどして教団の政策に賛同する議員を支援し、「平和大使」としてイベントに招待するなどの活動をしていました。

旧統一教会は1954年に文鮮明氏がソウルで設立、64年に日本で宗教法人として認可され、68年には教団の政治組織「国際勝共連合」の発起人として岸信介元首相が名を連ねるなど、主として安倍派（清和会）との関係を軸に関係を作ってきました。2012年に文鮮明氏が死去したのち、教団名を「世界平和統一家庭連合」と変更することを文科省が認証、21年9月には安倍晋三元首相が教団の友好団体にビデオ・メッセージを送っています。

政権与党との深いつながりは教団が違法な献金勧誘を続けるための免罪符となり、被害者から集められた多額の献金は韓国の教団本部に送られてきました。80年代から社会的な大問題となっていた霊感商法の犯罪性を自民党議員が知らなかったはずはなく、被害者に膨大な犠牲をもたらした原因の一半はこうした教団と与党議員の癒着（教団の広告塔と選挙支援などのバーター）にあったといえます。

石破首相は3月28日の参議院予算委員会で、教団と自民党の関係について「すでに一切の関係を断っている」と強調、「（接触が認められた場合には）厳正な処分をしていかなければならない」としていますが、戦後日本の政治を一貫して担ってきた自民党が、外国を本拠とし、違法行為を続けてきた宗教組織と深い関係を持ってきたことは、深刻に総括されるべきものです。

（主な参考資料 2025年3月26日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞）

福島原発事故、東電旧経営陣の無罪確定 ―最高裁

東京電力福島第一原発事故を巡り、業務上過失致傷罪で強制起訴された東電旧経営陣2人の上告審で、最高裁第二小法廷（岡村和美裁判長）は3月5日、巨大津波は予見できなかったとして、検察官役の指定弁護士側の上告を退ける決定をしました。これにより、2人を無罪とした一、二審判決が確定しました。裁判官3人全員一致の判断です。

津波襲来の「予見可能性」を否定

社会に甚大な被害をもたらした事故の刑事責任は否定され、終結となりました。

無罪が確定した被告は、原子力部門のトップであった武黒一郎元副社長（78歳）と事故対策の実質的な責任者であった武藤栄元副社長（74歳）。昨年10月に84歳で死去した勝俣恒久元会長は公訴棄却となり、裁判は打ち切られています。

この事件は、原発事故被害者による刑事告訴・告発を検察が容疑不十分として不起訴とした後、市民からなる検察審査会が二度にわたり起訴すべきと議決したもので、これにより検察官役の指定弁護士が旧経営陣3人を2016年2月、①巨大津波を予見できたにもかかわらず、②適切な対策を講じて事故を避ける義務があったのに、これを怠ったとして業務上過失致死傷の疑いで強制起訴（求刑禁固5年）したものです。これに対し19年9月の東京地裁は無罪を言い渡し、23年1月の二審東京高裁も指定弁護士側の控訴棄却の判決を示しました。

19年の一審東京地裁で、指定弁護士は防潮堤設置や浸水を防ぐ工事など様々な対策のほか、運転の停止によって最終的に事故を防げたと主張しましたが、地裁は浸水防止工事などが事故前に間に合ったとはいえないとし、事故を防ぐには「震災直前の11年3月初旬までに原発を停止するしかなかった」としたうえで、原発を止めるには十分な予見可能性が必要だが、東電は08年に最大15.7メートルの津波が来ると試算していたものの、その根拠となった02年に公表された国の地震対策推進本部の巨大地震の予測＝長期評価は信頼性や具体性に欠けていたと指摘、運転停止を義務づけるほどの津波を予見できたとはい

えないとして無罪の判決を示し、二審高裁もこれを支持しました。

首都圏に電気を供給する原発を止める重大な判断をするには、巨大津波が起きる「現実的可能性」を被告らが認識している必要があるとする、有罪の結論を得るための高いハードルは最高裁でも維持されました。

第二小法廷は、被告に最大15.7メートルとする津波の試算が震災前に伝わっていたが、試算の前提となった長期評価は「一般に受け入れられるような積極的な裏付けが示されていたわけでもなく、防災対策にかかわる地方公共団体も全面的にはこれを取り入れてなかった」とし、「10メートルを超える津波が襲来する『現実的可能性』を認識させる情報だったとまではいえない」とし、「業務上過失致死傷の成立に必要な予見可能性があったと認定することはできない」と結論づけました。

一方、対策を講じれば事故を避けられたかについては、原発を停止するしかなく、そこまでの注意義務はなかったとした一、二審判決を相当としました。

草野裁判官は補足意見で、東電は巨大津波の試算を把握した08年当時、速やかに国に報告する義務があったと指摘し、報告があれば国が原発の運転停止を命じ、事故を避けられた可能性があったとの意見を出しました。一方で、一、二審の判決に不合理な点はないとし、多数意見に賛成しました。

甚大な被害を生じさせた事故の刑事裁判はこれで終わりますが、未曾有の事故であっただけにその責任の所在について審理が十分だったのかが問われます。しかし、今回の最高裁決定は僅か13ページ、しかもうち12ページが地・高裁の判決の要約であり、最高裁の判断は1ページ程度にすぎないものでした。

最高裁は、大津波の「現実的可能性」を認識できたかを重視し、長期評価の信頼度の低さや一般の防災対策で採用されていなかったことを理由に、無罪を結論づけました。突き詰めれば「巨大地震は予見できなかった」のひと言で、世界最悪レベルの事故を起こした東電旧経営陣の刑事責任を負わせなかったもので、事故回避には原発の運転を止めるしかなかったという地・高裁判決を踏襲し、旧経営陣が

ほかに取りべき対策はなかったかの検討はなされませんでした。指定弁護士側は「津波の正確な予測は不可能であるのに、『現実的可能性』まで要求して誰の責任も問えなくなるのはおかしい」と主張しましたが、最後まで受け入れられませんでした。

☁「原子力行政におもねった裁判」 —指定弁護士

個人の刑事責任を問うには、本人が事故を予見でき、防ぎ得たことの厳密な証明が求められており、刑事責任を問うことの難しさが改めて浮き彫りになりました。

とはいえ、世界最悪レベルの原発事故を起こしても、全く刑事責任が問われない今回の司法判断に、多くの人が首をかしげているのも事実です。

最高裁は、大津波の「現実的可能性を認識できたか」を重視し、刑事責任は問えないとしました。しかし、れっきとした国の機関から信頼度の高低はともかく情報はあったのです。原発事故が起きたときの深刻性を考慮すれば、東電の経営者には極めて高度の注意義務が課せられているはずで、津波予測の情報を得た時点から何らかの対策を講じるべき責任があったことは明白です。

同じ長期評価に基づいて、日本原電は津波対策を進め、水密化工事などの事故回避策をとり、被害を免れています。東電経営者は最低限の対策も取らなかったのです。

決定を受け、指定弁護士は「原子力行政におもねった不当な判断だ。検察審査会で示された民意を生かすことができず、残念でならない」との談話を出しました。

6日、福島原発告発訴訟団の武藤類子団長は、「同じ過ちを繰り返さないためにも、刑事裁判によって

責任をとるべき人を明らかにしたかった」と初公判から傍聴席に座り続けた思いをのべ、「原発事故で被害を受けたと言いつらい風潮になっている」と涙ながらに話しました。

今回の強制起訴を通じて、東電経営陣の無責任体制が白日の下にさらされ、今後に多くの教訓をもたらしました。未曾有の事故を起こしても、誰も刑事責任を負わない今回の裁判の結末は、原発運営者の限りない無責任な体質を温存させかねないものです。

原発事故を巡っての東電の株主代表訴訟では、無罪になった2人を含む旧経営陣4人について、東京地裁は22年の判決で「津波が予見できたのに対策を怠った」と認め、13兆円余りの判決を命じています。

株主代表訴訟は今年6月に控訴審判決が予定されています。個人に刑罰を科す刑事裁判と民事裁判では立証のハードルは異なりますが、弁護団の海渡雄一弁護士は「地裁判決を守り抜くことが重要」と述べています。

政府は2月に閣議決定したエネルギー基本計画の改訂版で、事故以降に明記し続けてきた「可能な限り原発依存度を低減する」との表現を削除し、原発の積極活用を加速させようとしています。

事故から14年がたとうとする中、今も福島県には人が住めない地域が残り、約2万人が県外への避難を余儀なくされています。爆発した原発の廃炉計画は全く進んでおらず、膨大な放射性廃棄物の処理も進んでいません。

このように福島の原因回復、復興が遅々として進まないにも関わらず、「原発積極活用」に転じる危うさを指摘せざるを得ません。

(主な参考資料 2025年3月7日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞、同東京新聞)

大崎事件再審特別抗告を棄却、宇賀裁判官は反対意見 —最高裁

鹿 児島県大崎町で1979年に男性の遺体が見つかった「大崎事件」の第4次再審請求の特別抗告審で、最高裁第3小法廷（石兼公博裁判長）は2月26日、殺人罪などで懲役10年が確定し、服役した原口アヤ子さん（97歳）の特別抗告を棄却する決定をしました。これにより、「有罪に合理的な疑いが生じる余地はない」として原口さんの再審を認めない判断が確定しました。

裁判官5人のうち4人の多数意見で、宇賀克也裁判官（法学者出身）は「再審開始決定をするべきだ」との反対意見を出しました。大崎事件の再審請求を巡り、最高裁で反対意見が出たのは初めてです。

確定判決によると、この事件では原口さんの義弟であった男性が79年10月、酒に酔って自転車で道路脇の溝に転落し、近隣住民2人に自宅に運ばれました。その後、男性との関係が悪かった隣家に住む原口さんと元夫らがタオルで男性を絞殺し、遺体を牛小屋に遺棄したとされている事件です。

原口さんは捜査段階から一貫して犯行を否認しましたが、81年に事件の主犯として懲役10年の判決が確定して服役しました。原口さんは、90年に満期出所後は、支援者や弁護団とともに95年から再審請求に挑んできました。

第一次請求は2002年に一審が再審開始を認めましたが、二審が取り消しました。第二次請求は13年の一審から全て認めず、第三次請求は一審、二審とも再審を認めましたが、最高裁が19年に取り消しました。

20年に申し立てた第四次請求で原口さんと弁護団は、無罪を示す新証拠として「遺体の写真などによると、溝に落ちた際の首のけがと不適切な救護が原因で男性は死亡した」とする救命緊急医の鑑定書などの新証拠を提出。男性は自宅に運ばれた時に既に死亡しており、殺人事件ではなく事故死だと主張しましたが、地裁と高裁は再審開始を認めませんでした。

☛「直接証拠は皆無」と指摘（宇賀裁判官）

最高裁第三小法廷は今回の決定で、新鑑定について「遺体は腐敗が進んでおり、写真で得られる情報の証明力は限界がある」とし、死因を証明しきれたわけでない判断。現場の状況や関係者の供述など

を総合的に考慮した確定判決の信用性は揺るがないとし、有罪の判断は正当と結論づけました。

一方、宇賀裁判官は反対意見で、救命救急医の鑑定を「写真は極めて鮮明で、鑑定は専門的知見に裏付けられており信用できる」と評価しました。

その上で、複数回の再審請求があった事件は、過去の審理の証拠も含めて評価する必要があると指摘。第一次請求審で、死因を窒息と推定した鑑定が撤回されたことも踏まえ、確定判決で有罪の根拠となった証拠の「証明力はもはや無きに等しい」とし、「殺人事件であることの直接証拠はもはや皆無」と断じました。

原口さんの共犯とされた親族三人の自白も「いずれも知的障害のある供述弱者で、精神的なプレッシャーで虚偽の自白をした可能性が考えられる」とし、殺人の事実認定について「合理的な疑いが生じざるを得ない」と結論づけています。

判決の後の記者会見で弁護団の鴨志田裕美弁護士は「4人の最高裁判事の矜持を疑わざるを得ない」と憤りをもって語り、第三小法廷の多数意見が弁護団の出した新証拠の証明力を限定的に評価したことに対し、「全体の証拠を総合的に評価したとは到底いえない」と批判、一方再審を認めるべきだという反対意見については、「証拠を細部まで読み込み、説得力があった。今後につながる希望だ」と述べました。

☛ 超党派議連、再審法改正検討へ

原口さんの第一～第三次の再審請求審では、地裁や高裁が計3回再審開始を認めたにもかかわらず、いずれも検察官の不服申し立てを受け、上級審が取り消すという異例の経過をたどってきました。

鴨志田弁護士は、「検察官の不服申し立てがなければ、原口さんはずっと前に再審無罪になっていた」と現行制度を批判しています。

また、この事件でも証拠の開示がなかなか進まず、最初の再審請求から20年以上経った第三次請求審で、検察側は漸く事件当時の状況を近隣住民が再現した写真のネガフィルムを開示、確定判決で認定された現場状況と再現に食い違いがあることが判明しました。

これについても鴨志田弁護士は、「最初から一度に証拠が開示される制度でなければ、理不尽な現実を繰り返すことになる」と批判しています。

この事件は証拠開示のあり方、繰り返される検察の不服申し立てなど現行再審制度の問題点を如実に示すものとなっています。

袴田巖さんや原口さんの事件などの教訓を踏まえ、再審制度の見直しを求める声はかつてないほどの高まりを見せています。

再審開始決定が出た重大事件では、再審請求審で検察から開示された証拠が決め手になるケースが相次いでいます。超党派の議員連盟（会長柴山晶彦元文部科学相）は「被害者の目線をもったうえで、迅速な法改正が必要」としています。

超党派議連は冤罪被害者や専門家から聞き取りをする傍ら、議員立法に向けた作業を開始しています。改正案の中には弁護側が証拠開示を請求した場合、一定の条件を満たせば、裁判所は原則として検察に開示を命じなければならないとの内容が盛り込まれていると伝えられています。超党派議連は、議員立法により今国会での成立を目指す方針を明らかにしています。

一方、この動きに刺激されてか、鈴木馨祐法相は3月28日、再審制度の見直しを法制審に諮問しました。

これにより再審制度の見直しは、超党派議連と法制審の二つのルートで議論される異例の展開となりました。

刑法、民法、刑事訴訟法などの改正は、学識経験者や実務家で構成する法制審で議論されるのが一般的ですが、超党派議連からは法制審だけに見直しを委ねれば議論が長期化し、実効性のある内容につながらないとの危惧が伝えられています。

自民党内には議員立法に否定的な動きも表面化しています。柴山氏は、法務省が法制審での議論を優先するよう有力議員に働きかけることも考えられるとし、「国権の最高機関は国会。法制審と議員立法が並行すれば我々が優先される」と強調しています。

鈴木法相は法制審の後の記者会見で「国民の関心が極めて高い。十分に審議をいただいた上で、できるだけ早期に答申をいただけるように期待したい」と述べました。

（主な参考資料 2025年2月27日朝日新聞、同毎日新聞、同東京新聞、3月29日朝日新聞）

公益通報者保護義務法違反を認定 一兵庫県第三者委員会

兵 庫県の斉藤元彦知事が元県民局長の男性に内部告発された問題で、県が設置した第三者調査委員会（委員長藤本久俊弁護士。弁護士6人で構成）は3月19日、報告書を県に提出しました。報告書は、告発文書の真実相当性を認め、知事に県幹部による告発者を特定して懲戒処分するまでの大半の行為を公益通報者保護法に明らかに違反していると認定しました。県議会の調査特別委員会（百条委員会。各党の県議15名で構成）が3月4日に公表し、「違法の可能性がある」などと指摘した報告書よりも厳しい判断となっています。

この問題は、男性が昨年3月、斎藤知事のパワハラや企業からの贈答品受領など7項目の疑惑を記した告発文書を県議やマスコミに配布するとともに県の公益通報窓口に通報したことに端を発します。

文書を入手した斎藤知事は公益通報窓口の調査結果を待たず、内部調査で誹謗中傷と断定し、男性を停職3か月の懲戒処分としました。これに対し、内

部調査の中立性を疑う声が噴出し、斉藤知事は第三者委員会の設置を表明、県議会も百条委員会を設置しました。男性は昨年7月に自死しました。

斎藤知事は9月議会で不信任決議を受け失職しましたが、11月の知事選で再選されました。この間、百条委員会への中傷も横行し、その被害を理由に議員辞職した元県議が今年1月に自死しました。非公開の百条委員会の音声記録を維新県議がNHK党の立花孝志氏に提供し、男性の社会的評価を貶める情報がSNSなどで拡散し、百条委員会の委員も誹謗中傷にさらされました。

☛「斎藤知事の告発者探しは明らかに違法」、知事は否定

百条委員会は3月4日、男性の告発を「公益通報にあたる可能性が高い」とする報告書をまとめました。報告書では、男性が内部告発した「7つの疑惑」のうち、斎藤知事の県職員へのパワハラなどについて

て「一定の事実」があったと認定。斎藤知事らの男性への対応についても「告発者捜し」や懲戒処分などを「公益通報者保護法違反の可能性が高い」と厳しく批判しました。

これに対し斎藤知事は3月5日の会見で、「可能性ということは適法の可能性もあるということだ」と開き直り、「一つの見解が示されたということ」という表現を何回も繰り返しました。

百条委員会の報告書は、男性の懲戒処分について「適切な救済・回復」を求めています。これについても拒否し、「本人が不服であれば、人事委員会の申立てや裁判ができたはず」と述べ、県議会の指摘を受け入れない考えを示しました。

今回の第三者委員会の報告書は、男性の告発文書配布を、公益通報者保護法上の外部公益通報に該当すると明確に認め、疑惑の当事者である斎藤知事が文書の作成者を捜し、男性の処分決定に関わったことは法が禁じている告発者捜しであり、「極めて不当」で違法だと断じました。告発文書に真実相当性が認められることから不利益処分は許されないとして、県の懲戒処分は「明らかに違法」で、「効力を有しない」と結論づけました。

パワハラについては、16項目のうち、「長期間にわたり夜間・休日のチャットによる叱責や業務指示を繰り返した」ことなど10項目をパワハラにあたると認定しました。さらに、今から1年前の3月27日の記者会見で知事が男性を「公務員失格」「うそ八百」などと批判したこともパワハラとしました。

第三者委員会報告を受けて斎藤知事は3月26日の

記者会見で、認定された叱責行為をパワハラだと初めて認め「職員を不快にさせ、負担をかけた」と謝罪しましたが、パワハラ行為に伴う自らに対する処分は否定しました。

一方、告発文書については「誹謗中傷性が高い」との認識にかわりない。公益通報に当たらないという意見もある。当時の判断としてはやむを得ない適切な対応だった」と主張し、男性への懲戒処分の撤回も拒否しました。

自らが設置した第三者委員会の結論を「別の意見もある」として受け入れず、開き直る知事の対応は行政の責任者として失格と言えるものです。公益通報制度を所管する消費者庁の検討会でも問題視され、公益通報者捜しの禁止を条文で明記し、罰則強化を盛り込んだ公益通報者保護法改正案が現国会に提出されています。

大正大学の江藤俊詔教授（地方自治法）は「兵庫県の一連の問題は人権に関わる重大問題で、出直し選挙に当選すれば解決するほど軽い問題ではない。第三者委員会の結論を重く受け止め、パワハラを認めるのであれば、それに伴い改めて自身の身の処し方を決めるべきだ。加えて、斎藤氏は公益通報者保護の観点からも重大な問題が指摘されている。自身で責任の取り方を判断できないのであれば県民によるリコールや、県議会による再度の不信任決議も考えなければならないだろう」と述べています。

（主な参考資料 2025年3月19日、3月27日読売新聞、同朝日新聞、同毎日新聞、同東京新聞）

国連女性委への提出拒否 ―皇室典範改正勧告に反発

女性差別撤廃条約を批准している各国の取り組みを定期的に審査している国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）は昨年10月、8年ぶりに日本政府に対し、かねてより求めていた選択的夫婦別姓の導入のほか皇室典範など14項目の改善を勧告しました。

皇室典範については、皇位継承者を男系男子に限定していることは「女性差別撤廃条約の目的や趣旨と相容れない」ものであり、近年「長子優先」で男女に関係なく第一子が王位継承するとした他国の例

も参考にして見直しを求めるものでした。

これに対し、政府は「皇位につく資格は基本的人権に含まれていないことから、皇室典範で皇位継承者を男系男子に限定していることは女性差別には該当しない」「皇室のあり方は国家の基本に関わる事項であり、CEDAWで取り上げることは適当でない」と反発し、削除を求めていました。

ところが、CEDAWがこれを受け入れないとみるや、政府はCEDAWの事務を担う国連人権高等弁務官事務所に毎年支払っている拠出金の使途から、

CEDWA を除外するとともに、今年度に予定していた CEDAW 委員の日本訪問プログラムの取りやめを通知したことが明らかになりました。

外務省の北村俊博報道官は1月29日、「国連人権高等弁務官事務所には毎年拠出金を出しているが、その使途から CEDAW を除外するよう27日に通告した。毎年の拠出金は当初予算ベースで2千万円から3千万円である」と発表しました。しかし、外務省が確認した2005年以降で CEDAW に日本の拠出金が使われたことはありませんでした。従って財政的には意味のないものですが、北村報道官はこれにつき、「日本の立場をより明確にしたもの」と答えるにとどまりました。

この発表に対して、野党や市民団体などから、「意に沿わないから拠出金使用を制限するという報復的対応は、人権先進国がなすべきものでない」などとして撤回を求める声があがっています。

確かに皇位継承のあり方は、日本が主体的に決める問題です。しかし、この勧告の背後にある、40年も前に女性差別撤廃条約を批准しながら、三度にわたって選択的夫婦別姓の導入の勧告に応えず、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ（男女格差）報告でも146か国中118位に甘んじ、しかもそれが一向に改善されない日本の状況こそが問われなければならないといえるものです。

日本国憲法は、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」と定めています。日本国民は、男子のみならず女性や多様な性をもつひとびとで構成されています。欧州では君主制の国の多くで女性に

も王位継承権が認められ、日本の世論調査でも多くの人が女性天皇・女系天皇に賛成しています。

政府・自民党は、次世代の皇位継承者が秋篠宮家の長男に限られ、皇統の維持が危機にあると訴えながら、安定的な皇位継承策については先送りを重ねてきました。大学進学年齢に達した秋篠宮長男のみならず、現天皇の第一子の女子も既に成人に達しています。世論の期待と皇室典範の亀裂は日に日に明らかになっており、こうした状況にこそ政府は真摯に応えるべきものです。

15年～17年に CEDAW の委員長を務めた林陽子弁護士は「王位や貴族の称号などについて、女性の差別問題として指摘を受ける国は日本以外にもある」としつつ、「拠出金の対象から外すというのは聞いたことがなく、先進国のとるべき態度でない」と述べています。

青山学院大学の谷口洋幸教授（国際人権法）は「国際社会の中で、日本は女性の権利や人権保障の重要性を強調してきたが、結局表面的な主張だったということをはっきりと示してしまった」と指摘し、「日本は06年から国連人権理事会で理事国を務めているが、お金で脅しをかけて対話の場を支配するような行為は、CEDAW の役割を軽視しており、理事国の適性を欠く。国際的な人権保障は建設的対話を通じて行うのが原則だ」と訴えました。

（主な参考資料 2025年2月1日、2月8日東京新聞、2月7日毎日新聞、1月30日朝日新聞）

聴覚障害女児死亡事故の逸失利益、「健常者と同額」認定 —大阪高裁

聴 覚障害のある女児（当時11歳）が交通事故で死亡し、将来得られたはずの「逸失利益」が争われた損害賠償請求訴訟の控訴審で、大阪高裁（徳岡由美子裁判長）は1月20日、「健常者と同じ職場で同じ労働条件で働くことが十分に可能であった」として、全労働者の平均賃金で算定すべきだとし、平均額の85%とした一審大阪地裁判決を変更して、約4,300万円の支払いを命じる判決を示しました。

弁護士によると、障害のある未成年者の遺失利益を巡り、全労働者の平均賃金と同等の金額を認めた判決は全国初とのことです。

事故は2018年2月、大阪市生野区で運転手がてんかん発作を起こし、暴走したショベルカーにより、歩道を歩いていた支援学校5年部の女児が死亡、他4人がけがをしました。女児は聴覚障害3級の認定を受けていました。運転手は危険運転致死傷罪などで懲役7年の実刑が確定しています。

☁ 減額は「顕著な妨げになる事由」 ある場合だけ

遺族は20年1月、大阪地裁に損害賠償を求めて提訴しました。この訴訟では将来得られたはずの「逸失利益」をどう算定するかが争われました。原告側は、女兒が補聴器を使ってコミュニケーションできたことや、音声認識アプリなどの技術の発達により、聴覚障害者の就労環境の改善が見込まれるとし、女兒が就職するところには「健常者と差異なく働くことができる」として、逸失利益を健常者と同等に、全労働者の平均賃金497万円（18年）をもとに算定すべきとしました。

これに対し被告側は、全労働者平均の約6割にあたる聴覚障害者の平均賃金294万円（同年）が妥当だと反論しました。

23年2月の一審大阪地裁は、女兒の学習努力や障害者を取り巻く環境の改善を認めつつも、「聴覚障害で他者とのコミュニケーションが制限され、労働能力を制限しうる事実であること自体は否定できない」として逸失利益は全労働者平均の85%とする判決を示しました。

この判決に対し、遺族側は女兒の幼少時からの様々な努力を訴え、「障害をもって生まれたらどんなに頑張っても認められないのか」「結局のところ、障害者差別でないか」などとして控訴しました。

高裁判決で徳永由美子裁判長は、未成年者の逸失利益の算定額を減額することが許されるのは、全労働者の平均賃金を基礎収入と認めることへの「顕著な妨げになる事由が存在する場合に限られる」との

判断の枠組みを示しました。

その上で、「女兒が学年相応の言語力と学力があり、他者に積極的に話しかけるなどコミュニケーション能力も高かった」と認定し、近年のデジタル機器などの技術の進歩や民間企業にも障害者への配慮を求める法整備がなされたことにより、「就労によって障壁となり得る障害も、ささやかな合理的配慮により職場全体で取り除くことができるようになっており」、「(女兒が) 合理的配慮がなされる就労環境を獲得し、健常者と同じ条件で働くことができると予測できる」との判決理由を示しました。

判決後の会見で、女兒の両親は、「障害者だから仕方がない」という固定観念や偏見に対し「そうではないと言いたい」と強調し、「差別だと思って訴え続けてきた」と述べ、「障害者が生きやすい社会になってほしい」との願いを口にしました。

摂南大学の城内明教授（民法）は、「障害のある未成年者の逸失利益は、減額されて当然だとする考え方があった。大阪高裁判決は、全労働者平均からの減額が許されるのは『顕著な妨げがある場合に限る』との枠組みを示しており画期的だ。その上で、今回の事例は証拠に基づいて女兒の障害の特性や、能力を正確に判断して結論を導いている。聴覚障害者の就労環境についても、合理的配慮の提供義務を踏まえた判断を示しており、今後の同種訴訟に影響を与えると考えられる」と述べています。

（主な参考資料 2025年1月21日東京新聞、同朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞、同日本経済新聞、1月24日朝日新聞、1月31日毎日新聞）

学術会議の独立性・自立性を棄損する法人化法案

政府は3月7日、「国の特別機関」である日本学術会議を廃止し、「特殊法人化」する法案を閣議決定し、開会中の通常国会に提出しました。

この法案では、「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の平和的復興、人類社会の福祉に貢献する」という学術会議設立の原点は消し去られ、「我が国の発展に貢献すること」が中心的目的に掲げられ、随所に政府や産業界との連携を深めるこ

とを狙ったものとなっています。

ナショナル・アカデミーたる学術会議の全面的な改廃は、憲法23条が定める学問の自由を脅かすものとして梶田隆章前会長など前元会長6人が「日本の学術の『終わりの始まり』になると警告するなど多くの学者、研究者が反対を表明しています。

法案では、学術会議を従来どおり「科学者の代表機関」と位置づけるとともに、政府に意見を述べる「勸告権」は維持されたものになっています。

一方、新法人には予算や業務目標など6年分の活動計画の作成、年度毎の点検を義務付け、内閣府に置かれる首相任命の会員外の5～7人による「評価委員会」が、これに意見を述べる仕組みが導入されます。また、首相が会員外から2人の「監事」を任命し、学術会議の業務や財務を監査し、不正や法令違反があれば首相や会長に報告するとしています。

会員の選任については、学術会議側の推薦をもとに首相が任命する現在の仕組みを廃止し、会員で構成する「会員候補者選定委員会」が候補者を選定し総会で決める方式に改められますが、外部有識者でつくる「選定助言委員会」が新設され、選定方針などについて意見を述べるとしています。

このような組織の建付けは、政府の強い監督下におかれている独立行政法人などと類似したものとなっており、政府からの独立性・自立性というナショナル・アカデミーとしての生命線の根幹を損なうといわざるを得ないものとなっています。

とりわけ懸念されるのは、新法人における会員選任方法です。新法人が発足する際の会員125名については、候補者を「会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間団体等の多様な関係者から推薦を求める」とされており、現在の学術会議や諸外国の多くのナショナル・アカデミーも採用している標準的な会員選考方式であるコ・オプテーション（現会員が会員候補者を推薦する方式）による選考方式が損なわれるおそれが指摘されています。その上、来年10月に新法人が発足する際の会員候補者選考委員会の委員を会長が任命しようとするときは、首相が指名する有識者と協議しなければならないとされているのです。他方、新法人発足の時点で任期を残している現会員は、新法人の会員とはなるものの3年後に再任されることはなく、前述した会員の選考方法が実施されるならば、新法人と現在の学術会議との連続性は絶たれるに等しいことになるのです。

また財政基盤については、今までは「経費は国庫負担」と明記されていましたが、新法人においては「政府が認める金額を補助できる」に留まり、自主的な財源基盤の強化すら求められています。政府は、ナショナル・アカデミーではなく、コンサルタント的な役目を負わせようとしています。民間のスポンサーに頼らず、国の十分な財政的保障の下に独立して科学的な立場から発言することが学術会議の本来の役割のはずです。

今回の学術会議の改廃は、菅政権による会員候補6人の任命拒否が発端にあります。首相の任命を「形式的」とした過去の国会答弁から逸脱した違法性の濃いものでしたが、政府はいまだに「総合的・俯瞰的」に判断したなどとして、理由を明らかにしていません。

この任命拒否問題を脇においたままで自民党や政府が持ち出したのが、学術会議改革でした。これは、単に論点をずらしたというだけでなく、根底には学術会議の軍事研究に対する姿勢への反発があると指摘されています。

一部では、「税金をもらっている以上、政府の方針に従うべきだ」との意見があります。

日本ではかつて政府の圧力で学問の良心が損なわれ、破滅的な戦争に突き進みました。その反省の上に日本国憲法の「学問の自由」があり、学術組織の独立を保障してきたのです。国際情勢の緊迫などを名目に、学者も含めて国全体を結集させようとするれば、戦前戦中と同じ轍を踏むことになりかねません。

ナショナル・アカデミーのあり方は、日本の研究・学問に対する国際的信頼にもかかわるものです。将来に火種を残さない制度設計こそが必要です。

（主な参考資料 2025年2月11日、3月7日、3月8日朝日新聞、1月24日、3月8日毎日新聞、2月23日、3月8日読売新聞、1月13日、3月8日、3月18日東京新聞）

死刑囚の再審請求依頼の手紙の「黒塗り」は違法 —大阪地裁

弁 護士に宛てた手紙の中で再審＝裁判のやり直しなどを依頼する内容を「黒塗り」にされたのは不当だとして、死刑囚が国に損害賠償を求めた訴訟で、大阪地裁（横田典子裁判長）は1月28日、裁判に触れた部分の黒塗りには「漫然と抹消した注意義務違反がある」とし、国に6万6千円を賠償するよう命じる判断を示しました。

この事件の原告は、10年前に寝屋川市の中学1年の男女を殺害したとして死刑が確定し、大阪拘置所に収容されている山田浩二死刑囚（54歳）。22年6月、死刑囚の処遇に詳しい大野鉄平弁護士に手紙を書いたところ、大部分が黒塗りにされました。山田死刑囚は大野弁護士を代理人として、外部交通を不当に制限されたとして、23年、国に約60万円の損害賠償を求めて提訴しました。

再審請求は「重大な用務」

死刑囚の外部交通について刑事収容施設法は原則として親族や本人の「心情の安定」に資する人と、「重大な用務のために発受する信書」に限って認めると定め、その具体的判断は施設側の裁量に委ねています。

裁判において、国が「違法性の有無を判断できる程度に明かす」として裁判所に提出した書面には「いろいろと相談したいので再審請求弁護人になってほしい」などと書かれていました。

原告側はこれをもって「再審請求という重大な用務の妨害」と主張しましたが、国側は外部交通の制限への不満を書いた部分が多かったとして、弁護人依頼の本来の目的は「外部とやりとりする手段の確保」にあると反論し、「重大な用務とはいえない」として、請求を退けるよう求めました。

横田典子裁判長はまず、刑事収容施設法の定める「重大な用務の処理のために発受する信書」について、施設法の条文で「重大な用務」のひとつとして例示されている「訴訟の遂行」は進行中の訴訟に限られず、訴訟に向けた「相談や協議」も含まれるとの判断を示しました。

その上で「いろいろと相談したいので再審請求弁

護人になってほしい」「処遇の件で国賠訴訟の準備を進めている。その力になってほしい」「再審請求弁護人宛ての手紙が抹消される。完全な嫌がらせだと思う。何とかしてほしい」などの部分の黒塗りは明らかに違法であると指摘しました。

国側は手紙の中身が「具体性を欠く」などと反論していましたが、判決は「弁護士に再審請求の受任を希望していることや、国家賠償について法的アドバイスを求めていることが明確かつ容易に読み取れる」とし、「こうした手紙の内容は『訴訟の遂行』と同様に重大な利害に関わる用務にあたる」と指摘し、黒塗りは「注意義務を尽くすことなく漫然と抹消したもの」との判断を示しました。

事件を担当した大野弁護士は「こうした黒塗りが許されてしまうと、死刑囚が処遇などに不満がある場合に法律相談が受けられなくなってしまうのでありえない」と述べています。

国は裁判の反論書面で、死刑囚は死刑という最も重い刑罰を受ける身であり、「刑罰に伴う制裁」があるのは必然で、外部と自由にやりとりできるようなことは「国民感情も許さない」と主張していました。

刑法は、死刑は「絞首によって執行する」とだけ定めており、それ以外の制裁・制約については、国の運用に委ねられており、たびたび裁判が起こされてきました。

東京経済大学の田鎖麻衣子教授（刑事法）は、名古屋地・高裁で争われている死刑執行の当日告知の運用の違法・違憲性を巡る訴訟も踏まえて、『『心情の安定』は施設側に都合のよい言葉で、実質は執行を妨げる要素を減らしたいだけに見える」とし、「確実な執行だけを考えれば死刑確定者の人権は後景に退く。だが、ひどいことをした人だといって明確な法的根拠なく権利をないがしろにしているのか。問われるのは人間の尊厳だろう」と述べています。

（主な参考資料 2025年2月27日、同28日朝日新聞、同NHKNEWS）

死刑執行の当日告知の違憲性、地裁に差し戻し 一大阪高裁

死 刑の執行を当日朝に本人に告げる現在の運用は「適正な手続きによらなければ処罰されない」と定めた憲法 31 条に反するなどとして、死刑囚 2 人が死刑執行の当日告知の受忍義務のないことの確認と損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁（黒野功久裁判長）は 3 月 17 日、訴え自体を「不適法」として却下した一審・大阪地裁判決を取り消し、審理をやり直すよう命じる判決を示しました。

死刑囚に対する死刑執行の告知については法律で定められた規定はなく、現在は、「当日より前に告知した場合、心情の安定を著しく害する」などとして執行の 1、2 時間前に告知する運用となっています。

この運用をめぐる、大阪拘置所に収容されている確定死刑囚 2 人は、「当日告知」は執行に不服を申し立てることができず、適正な手続きを保障した憲法や国際人権規約に違反しているとし、国に対し、①当日告知に基づく死刑執行を受忍する義務のないことの確認と、②執行がいつ行われるか分からない恐怖＝精神的苦痛などに対する損害賠償を求め、2021 年に大阪地裁に提訴しました。

弁護側によれば、日本でも、1960 年代ごろには 2、3 日前に告知されたことがあったようですが、国側は前日に自殺した事例があったことから、「当日より前に告知した場合、死刑囚の心情の安定を著しく害する」として現行の運用にしたと説明しています。

一審の大阪地裁は昨年 4 月、過去の判例に基づき「当日告知に基づく死刑執行を受忍する義務がないと確認することは結局、死刑執行を許さない効果を生み、確定した死刑判決との矛盾を生じさせるから許されない」としたうえ、「執行方法についての違憲・違法性は刑事裁判法の手続きで争うべきもの」として、訴え自体を不適法として却下しました。

慰謝料請求についても、執行前日に告知を受けた死刑囚が自殺したケースを踏まえれば、当日告知は「心情の安定への配慮」や秩序維持などの点で一定の合理性があるとして棄却しました。

これに対し、二審の黒野功久裁判長は、一審が根拠とした判例は、刑法の定める絞首刑という執行そ

のものの違憲性を刑事裁判から訴えてきたもので、告知時期という運用を問題視した今回とは事案が異なるとし、「仮に当日告知の運用が違憲・違法であるならば、執行前日のしかるべきに時期に告知をすればいいのであり、これにより適法に執行することは可能であり」、「当日告知の運用が違憲・違法＝死刑判決が違法に帰するという関係は成立しない」と指摘、「訴えを起こすこと自体は適法」との判断を示し、「告知と同日の執行を受忍する義務の有無に関する判決をすることは必要だ」として一審が不適法として却下＝門前払いした部分を取り消し、審理を大阪地裁に差し戻しました。

これにより、当日告知の運用の違憲・違法性が改めて大阪地裁で審理されることになりました。

一方、慰謝料請求については、一審につづき棄却されました。差し戻し後にきちんと審理がなされ、勝訴すれば「運用は改められ、当日告知は免れることが期待できる」とし、いつ執行されるか分からないとの恐怖などは、「ただちに不法行為にあたるとは認められない」と結論づけました。

判決の後弁護団の植田豊弁護士は、「差し戻しの判断は、告知と同日の執行の是非について、『司法がきちんと答えを出すべきだ』という高裁の決意の表れだと受け止めています。具体的にやっと審理されるスタートラインについたという状況だと思います」と評価し、そのうえで、裁判の結論が出るまでは、現在の運用での死刑の執行を止めるよう訴えました。

死刑は人の命を奪う特別な刑罰です。当日の告知では、家族や知人との最後の別れや身辺整理はもとより死への覚悟をする時間的余裕もなく、人間の尊厳を脅かすものです。原告の死刑囚らは、執行を直前に告げる今の運用は「執行以上の苦痛を与えるものだ」と訴えています

死刑廃止国は 144 か国に及び、死刑制度を残している米国の一部の州でも執行の 1 週間前から 1 か月前に告知がなされているとも伝えられています。

（主な参考資料 2025 年 3 月 18 日朝日新聞、同東京新聞、3 月 29 日朝日新聞）

Focus

法律扶助受任報酬の改善へ（イギリス）

大石 哲夫

住宅・移民事件報酬改善への コンサルテーション・ペーパー

日弁連は2023年3月、民事法律扶助の利用者負担の見直し、対象事件の拡大と、持続可能な制度のための弁護士報酬の適正化を求める決議を行い、民事法律扶助の包括的改善を提起していますが、本年3月3日には「家庭事件に取り組む弁護士に光を」と題するシンポジウムを実施し、そこではイギリスやオランダの法律扶助事件の受任報酬の改善のための施策も紹介されています。

イギリスでは本年2月、司法省から「民事法律扶助—将来への持続に向けて」（Civil Legal Aid : Towards a sustainable future）というコンサルテーション・ペーパーが出され、改革の第一歩として、住宅（住宅・債務）事件と移民（移民・難民）事件の受任報酬の改善が提案されています。

この提案でははじめに、法律扶助制度が何年にも及ぶ懈怠の下でのプレッシャーで軋みを生じていると指摘し、

「我々はこの重要なセクターを再び健全なものとし、法律扶助制度を持続可能で効果的・効率的なものにし、人々が可能な限り迅速・容易に法的問題に対処できるよう再構築することとした。優秀な法律扶助のプロフェッションが最も活躍できる—最もニーズのある人々に質の高い支援と助言を提供する—システムである」

として、住宅・債務事件と移民事件の法律扶助に支払われる報酬レートの大幅な増加を図ることとし、これらの手続きでは報酬はそれぞれ24%、30%増額されることになります。

高い需要と提供者の減少 —民事法律扶助調査（RoCLA）が示したもの

司法省は23年1月から、民事法律扶助がどのように機能しているのか、制度上の問題点をエビデンス・ベースで包括的に検討し、民事法律扶助の持続可能性と、司法へのアクセスを長期にわたり確保するた

めの調査（Review of Civil Legal Aid, RoCLA）を行い、いくつかの報告が出されてきており、25年1月にはそのまとめがなされています。

イギリスでは2012年、法律扶助・判決および犯罪者処罰法（LASPO）のもとで法律扶助の対象範囲は大幅に狭められ、法的問題を抱える人々は本人訴訟やプロボノ、素人の助言に頼るなど非公式な援助に依存するようになり、適切な援助を受ける機会は狭まっています。初期的な助言や援助が得られないために、問題の解決は遅れるとともにより複雑化・クラスター化し、法的解決の選択肢も狭められていることが指摘されています。制度の不知や手続き上の困難のため法律扶助にたどり着けず、また現在の制度のもとでは利用する上で証拠上・資力上の要求が厳格・詳細にわたり、資力証明に必要な支払い明細などを利用者がそろえることは困難なことが多く、利用者にとって最も大きな障害になっているとされ、特に弱い立場の人々にそのしわ寄せが大きくなっていることが示されました。

一方、サービスの提供者（provider, 法律事務所と非営利援助組織）は減り続け、提供者のいない地域も増加していました。調査の中で提供者により法律扶助の需要が最も高いとされた領域は移民と、住宅・債務であり、今回はこの二つの受任報酬を改善することを提案しています。なおその他の領域についても、改善が検討されており、今後提案される見込みです。

報酬は水準と体系に問題

提供者に対する調査では、提供者がこのままではサービス提供を続けられなくなる、最も困難を感じる問題は、低い報酬レベル（81%）、報酬の在り方（66%）、報酬を請求できないサービス（64%）が挙げられており、報酬の問題はその水準だけでなく、報酬制度自体の問題であることを示しています。

報酬レベルは1996年以降ほとんど上がっておらず、2011年には10%削減されています。いくつかのカテゴリーでは報酬体系は複雑で、全体では288

の異なる報酬と時間レートがあるために、提供者はそれに正確に対応し、正しい報酬額を見つけるために膨大な時間を要していることが報告されています。以前は法律扶助報酬は時間単位で計算されていましたが、2007年にはほとんどの初期的援助（法的助言、初期の裁判所の手続き）に固定報酬が導入されました。それに先立つ2004年に導入された Tailored Fixed Fee (TFF) は、管理された品質と価格の競争により、LSC（現在の法律扶助部局である LAA の前身）がより正確な支払いを行うことを可能にするものとされ、成果に応じた支払いへの過渡的な措置とされて、2003年の提供ベースに2.5%を加えたボランティアな措置として導入されましたが、2006年にはこれが規則化され、2007年からは標準報酬としてほとんどの初期的援助に適用されて、固定報酬額が予定した所要処理時間の3倍を超える時間となった場合にだけ、時間報酬で支払われる適用除外境界（escape fee threshold）が設けられました。事件の複雑性はそれぞれ異なり、提供者は複雑な事件に要する時間と簡単な事件に要する時間をミックスすればコストと報酬額はバランスがとれるとされたようです。しかしその後2012年には LASPO により極めて多くの事件が対象範囲から外され、残ったものは複雑なものが多くなったなど、このバランスは崩れていきました。報酬の低さをはじめとする法律扶助の仕事の困難は、新たに参入するサービス提供者のリクルートとその持続も困難にしています。民事法律扶助に従事するソリシターは2014/15年度には20,680人であったものが21/22年には18,140人（12%の減）となり、新たに参入するソリシターは3,370人から2,460人（27%の減）となっています。法律扶助セクターへのソリシターの参入の困難（低い給与、キャリア形成の困難）、受け入れのためのトレーニングの困難や昇進の機会のないことなどにより受任者であるソリシターは減り続け、高齢化の中で、法律扶助セクターの存続自体が危ぶまれる事態に至っています。何もしなければ5年以内にセクターから去るとした提供者は40%に達しています。

収益可能な水準の確保へ

今回の提案ではまず民事法律扶助の報酬決定の原則として、

1. 提供者が法律扶助のプロフェッショナルを引き付けてセクターに留め、イノベーションと異なった

提供モデルに挑戦できるレートによる報酬により、住宅と移民の法律扶助マーケットの持続性を確保する

2. 資格のある人々に質の高いサービスを提供し、問題の早期解決をはかる
3. 異なる支払いのレートを減らし、LAA がデジタル・システムを維持できるとともに、提供者が請求する上での複雑性を減らして報酬制度の簡素化を図る道を整備する
4. 納税者のバリュー・フォア・マネーを図る中で、効果的な提供モデルを推進する、より公正な価格で支払う

と示され、住宅と移民事件の報酬増額を提案していますが、第二段階として25年春の政府の支出レビューでは他のセクターの報酬も検討することとしています。

最低時間報酬の設定とその適用

ロー・ソサエティが依頼した調査機関のフロンティア・エコノミクスは、住宅と家庭事件での持続可能性を調査しましたが、司法省はこの調査で集められた提供者のコスト、報酬および収益性に関するデータと、ロー・ソサエティの事務所調査のデータを用いて、まず最低時間報酬を検討しました。それによると、一般の法律事務所ではソリシターが実際に年間フルに活動した場合の活動時間と顧客に請求する時間には違いがあり、請求できる時間は実際に活動した場合の時間の71～77%となっていました。司法省はこれを参考に独自の調査を加え、時間報酬を60ポンドとすると法律扶助の提供者の半数以上は損益がイーブンとなる水準に達するとしましたが、提供者が積極的に法律扶助に関わり、セクターを維持していくために、これに10%を加えた程度のものとし、65.35ポンド（ロンドン以外）、69.30ポンド（ロンドン）が最低時間報酬として提案されています。これを用いても時間報酬が現行の10%アップに届かず、又はすでにこの時間報酬を超えているものには10%が加算されます。

この最低時間報酬を用いて法的助言などの固定報酬事件（コントロールド・ワーク）に適用すると、たとえば住宅事件の助言では42%増の223ポンド、債務事件の標準報酬は42%増の256ポンド（ロンドン）、難民事件では35%増の559ポンドなどとなり、証明書による代理事件報酬との格差も改善されます。

実際の提供者の収益性は報酬額のほかにスタッフ、運営コスト、取り扱う事件の内容などで異なりますが、この水準を設定することにより、75%程度の事務所では収益が見込めるであろうとされています。

これにより、移民事件の支出は30%、住宅事件では21%、債務事件では16%の増加、住宅喪失予防助言サービス（HLPAS）では42%の増加となり、全体の支出増は2,000万ポンドに達するとされます。なお今回のペーパーでは申請者が事務所に来なくてもよい、リモート・ワークの割合の緩和、事務所要件の緩和も提案されています。

日本への示唆

今回の提案がどのように実現されるのかはいまだ不明ですが、提案は現行の報酬水準と報酬体系が民事法律扶助の存立基盤を脅かしており、最も援助を必要としている人々の暮らしを危機にさらしているという認識に立っている点で、サービス提供者の利害を超えた、司法制度の基本理念を守る強い責任感に動かされているといえます。

民事法律扶助サービス・マーケットの参加者である提供者は、サービスの維持が困難と判断すれば黙ってそこから退出することになり、弱い立場にある利用者は声を上げることなく追い詰められていくでしょう。これは日本でも同じであり、警戒が必要です。

今回の提案では、サービス提供者の「収益可能性」（profitability）を報酬検討の正面にすえています。民事法律扶助サービスが弁護士の慈善活動にとどまるものではない、一つの社会的制度であるとするれば、これはまことに自然なことですが、発足時の1950年代に当時のアメリカ法律扶助の影響を強く受けてきた日本では、法律扶助を弁護士の慈善活動とみる見方は法務省や財政当局にも、法曹にもあり、これが制度の包括的検討の阻害要因となってきました。この制度の社会的重要性と持続可能性を日本でも改めて深く考察すべき時が来ています。

（おおいし てつお・理事）

【主な参考資料】

Ministry of Justice, Civil legal aid: Towards a sustainable future, Updated 14 February 2025

編集後記

Editor's notes

- ◇ 旧統一教会への解散命令がだされました。「靈感商法」が問題となってから数十年、教団は「信教の自由」の名の下に、信者からの収奪を続けてきました。この事態の責任の一半はこの教団と癒着してきた政治家が負うべきものです。
- ◇ 東日本大震災の原発事故では、東電首脳に予見可能性がなかったとして無罪が確定しました。裁判所は事故の予防・被害の回避策をより深く審理すべきではなかったでしょうか。
- ◇ 再審手続きの改善について、議員連盟の動きに対し、法務省は法制審での審議を表明しました。この動きが改善のスピードを鈍らせることのないことを祈ります。
- ◇ トランプ政権の関税政策が世界を混乱に巻き込んでいます。またグリーンランドの米国領有の主張、ウクライナへの侵略者ロシアの主張を容認した停戦介入、武力による攻撃の威嚇、国際機関への援助の削減など、これまでアメリカが曲がりなりにも維持してきた国際協調を推進する国家という印象は大きく変わり、19世紀の帝国主義国家を彷彿とさせる姿になりつつあります。自由と平等、民主主義、法の支配、司法の独立などの価値が改めて問われています。
- ◇ 司法アクセス推進協会へのお問い合わせやご意見は、shihouaccess.suishin@gmail.com にお寄せください。